

訂正報告書

大阪市淀川区西中島四丁目1番1号

日清食品株式会社

1 8 9 0 2 8

訂 正 報 告 書

本書は証券取引法第24条の2第1項に基づく有価証券報告書の訂正報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成19年9月5日に提出したデータを出力・印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月5日
【事業年度】	第59期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	日清食品株式会社
【英訳名】	Nissin Food Products Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安藤 宏基
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西中島四丁目1番1号
【電話番号】	(06) 6305-7711 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長兼経営戦略・経営管理担当 柳田 隆久
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿六丁目28番1号
【電話番号】	(03) 3205-5111 (代表)
【事務連絡者氏名】	東京総務部部长 守屋 英祐
【縦覧に供する場所】	日清食品株式会社 東京本社 (東京都新宿区新宿六丁目28番1号) 日清食品株式会社 中部支店 (名古屋市千種区内山三丁目7番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第59期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

①～⑥ <略>

⑦ 株主総会の特別決議要件

<略>

(訂正後)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

①～⑥ <略>

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

(自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

(中間配当)

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当（会社法第454条第5項の規定による金銭の分配をいう。）を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主の皆様への利益還元をより機動的に行うことを目的とするものであります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

<略>